

第 章 プログラム策定の経緯と趣旨

1 経緯と趣旨

知的財産基本法では、知的財産とは「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他事業活動に有用な技術又は営業上の情報」であり、知的財産権とは「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」と定義されています。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権は産業財産権と呼ばれており、産業の発展や産業秩序の維持に重要な役割を果たしていますが、これらの重要性を認識し、戦略的に活用している県内企業は限られています。

本プログラムは、「挑戦ふくいー福井県経済社会活性化プランー」（平成15年12月）に基づき、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、広く県内企業の競争力を強化し、ものづくり技術等をさらに確固たるものとするため、策定いたしました。

本プログラムでは、産業財産権を中心に、知的財産の創造・保護・活用に関する企業、大学・公的研究機関、産業支援機関における課題を明らかにするとともに、今後、県として取り組むべき施策の基本方針と具体的方策を示しています。

2 目標

企業の知的財産を大切にする意識を醸成するとともに、本県固有のものづくり技術や他県と比べて優位性を有する技術蓄積を活かして、県内の産・学・官が一体となって知的財産の創造・保護・活用に取り組むことにより、本県産力の強化を図ることを目標とします。

当面、平成18年に県内の国内特許出願件数が年間1,000件となることをめざします。

3 検討経過

本プログラムは、県内の大学・企業の有識者、知的財産専門家、行政・産業支援機関の実務者を委員とする「福井県知的財産活用プログラム策定委員会」での議論、産力戦略本部や県民の意見等をもとに、県議会での議論を踏まえ策定したものです。

第 章 本県の知的財産の現況と課題

1 現況

(1) 知的財産権の出願・登録状況

○特許権

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度なものを「発明」と言い、その発明者等に一定期間（出願日から原則 20 年間）付与される独占的な権利が特許権です。

「発明」が特許権として成立するには、産業上利用することができる発明であること、その発明が新規性および進歩性を有することなど、一定の要件が必要です。

特許制度については、平成 15 年から平成 16 年にかけて、^{*1} 審査の迅速化を図るための特許関連法令の改正など、集中的な制度改革が行われました。

また、日本で取得した特許権の効力は国内に限定されるため、外国でその権利を保護するためには、それぞれの国で特許権を取得する必要があります。

外国での特許権の取得については、各国に直接出願する方法と特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願を行う方法の二通りがあります。

PCT に基づく国際出願は、条約に加盟する一カ国に出願することにより、PCT 加盟国すべてに同時に出了願したことと同じ効果を及ぼす制度であり、主として出願国数が多い場合等に活用されています。

^{*1}審査の迅速化

国の「知的財産推進計画 2004」（P. 38 参照）によると、2004 年で約 26 ヶ月要する審査順番待ち期間を 2013 年に 11 ヶ月に短縮し、最終的にはゼロを目指すこととしている。

・国内出願・登録状況

県内の直近 5 年間（平成 11 年～平成 15 年）の特許出願・登録の総件数は、全国でそれぞれ 26 位、28 位となっています。（表①参照）

また、この特許出願件数を人口一人当たりで見ると、本県は全国 12 位となっています。（以下表②参照）

次に、直近 5 年間の出願・登録件数の年平均値を見ると、本県では、それぞれ 856 件、199 件であるのに対し、近隣 6 県（新潟、富山、石川、岐阜、三重、滋賀）の出願・登録件数の年平均値は、それぞれ 1,000 件、200 件を超えています。

また、直近 5 年間の登録件数の平均値を出願件数の平均値で除した割合（以下、「登録割合」という。）は、全国の 30.8%に対して、本県は 23.3%と低くなっており、近隣 6 県と比較すると、滋賀県を除く 5 県が本県よりも高くなっています。

こうしたことから、県内の特許出願・登録数は、本県の人口や大企業が少ないことを考慮すると、健闘していると言えますが、出願・登録件数がほぼ頭打ちであること、出願・登録件数が近隣 6 県より少ないこと、登録割合が全国より低いことから見ると、県内の企業、大学・公的研究機関においてさらに知的創造力を高めていくことが重要です。

表① 直近 5 年間における県内の特許出願・登録状況

年	項目	出 願			登 録		
		県内件数	全国件数	本県順位	県内件数	全国件数	本県順位
平成 11 年		811	360,180	27	299	133,960	27
平成 12 年		963	387,364	25	202	112,269	27
平成 13 年		835	386,787	27	160	109,375	28
平成 14 年		830	369,458	26	151	108,515	28
平成 15 年		842	362,711	26	185	110,835	29
合 計 ④		4,281	1,866,480	26	997	574,954	28
平均値(④/5)		856	373,296	—	199	128,042	—

出所：特許庁特許行政年次報告書を基に作成

表② 全国・近隣県および本県の特許出願・登録状況

区分	都府県名		福 井	全 国	新 潟	富 山	石 川	岐 阜	三 重	滋 賀
	特	①出願	順位	26	—	20	23	24	14	19
件数			856	373,296	1,395	1,087	1,063	1,956	1,502	1,018
許	②登録	順位	28	—	19	24	22	17	15	27
		件数	199	114,991	418	293	345	508	557	222
	②/①	割合	23.2%	30.8%	30.0%	27.0%	32.5%	26.0%	37.1%	21.9%
	①/人口	順位	12		29	13	16	14	20	23

出所：特許庁特許行政年次報告書を基に作成

注 1) 順位は直近 5 カ年の累計件数の順位で記載し、件数欄の数値は 5 カ年の平均値を小数点以下四捨五入して記載

注 2) 件数は国内もしくは各県内に住所を有する日本人の筆頭出願人によるものが対象

次に、平成 15 年における県内の特許の登録状況について調べたところ、上位 12 社で総数の約 49%を占めており、本県の特許は一部の企業に偏在していることがうかがえます。(表③参照)

また、登録された特許の内容については、繊維、化学、建設、機械分野における製造方法および製造装置に関するものが多くなっています。

今後、県内における知的財産創造の裾野が広がるためには、企業の特許への関心がより高まる必要があります。

表③平成15年特許公報に掲載された県内の特許登録状況

区分	順位										計 (ア)	総数 (イ)	占有率 (ア/イ)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
発明者・出願人数	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社	H 社	I 社	J 他 2 社	12	107	11.2%
登録件数	37	23	15	11	11	10	8	7	6	15	143	291	49.1%

※出所：発明協会県支部機関誌「パトピアふくい」(平成15年1月号～平成15年12月号)

※対象者・対象期間等が異なるため、本表と表①の登録件数は一致しない。

(参考) 国内特許の取得・維持に要する費用

- 平均的出願（請求項数 7.6 項、維持期間 9 年間）で試算すると、1 出願当りの登録前に要する経費は約 47 万円で、登録後の維持には 17 万円程度を要する。（下表参照）

時 期	項 目	費 用	備 考
権利化前	出 願 料	16 千円	特許庁へ納付
	審査請求料	199 千円	〃
	弁理士費用	256 千円	弁理士へ支払い
小 計		471 千円	
権利化後	特 許 料	166.6 千円	特許庁へ納付
合 計		637.6 千円	

※出願料、審査請求料、特許料は特許庁の試算

※弁理士費用は県の聞き取り調査（但し、手続補正、拒絶査定に対応する経費等は含まず。）

・国際出願状況

海外での特許出願については、企業が各国に直接出願している件数の統計がないため、PCTに基づく国際出願状況で見ると、全国のPCT国際出願件数は、平成15年は16,995件であり、平成11年の7,375件に対して2.3倍と大幅に増加しています。

同様に、全出願件数の85%以上を占める上位5都府県（東京、大阪、神奈川、愛知、埼玉）についても、すべて2.0倍以上の伸びとなっています。

一方、県内の国際出願件数は、平成15年は21件（全国32位）であり、平成11年の13件に対して1.6倍となっています。

このように、全国や上位5都府県と比べると、本県の国際出願は伸び悩んでおり、今後、さらに格差が拡大することが懸念されます。（表④参照）

県内企業の国際出願が伸び悩んでいる大きな要因としては、翻訳費用や各国代理人費用など^{※2}海外での特許取得費用が高額であることが考えられます。

県内企業が厳しい国際競争に打ち勝つためには、世界に通用する技術・製品の発明とその活用により積極的に取り組むことが重要です。

表④ 主な都府県における特許の国際出願状況

全国順位	都府県	H15(①)	H11(②)	①/②
1	東京	8,429	3,576	2.4倍
2	大阪	3,602	1,695	2.1倍
3	神奈川	1,451	713	2.0倍
4	埼玉	594	162	3.7倍
5	愛知	526	140	3.8倍
15	滋賀	79	13	6.1倍
19	岐阜	65	68	1.0倍
22	新潟	45	17	2.6倍
26	富山	30	16	1.9倍
27	三重	29	5	5.8倍
29	石川	27	15	1.8倍
32	福井	21	13	1.6倍
	全国	16,995	7,375	2.3倍

出所：特許庁特許行政年次報告書を基に作成、順位はH15年の出願件数による

※受理官庁が日本国特許庁であるPCT国際出願を筆頭出願人の住所により都道府県別に集計

※²海外での特許取得費用

出願経費（1出願当り）に関する企業への調査結果によると、米国・欧州で80～100万円、中国・韓国で40～60万円と回答した割合が最も多い。（出所：「関西における企業の知的財産権戦略基本調査」：近畿経済産業局）

また、アメリカ、欧州5カ国（英、仏、独、伊、スイス）、中国、韓国の計8カ国を対象として、PCTに基づく国際出願に要する費用（1出願当り）について、県が試算した結果は以下のとおり（ただし、下記費用には拒絶通知に対処する経費、登録後の維持経費等は含まず。）

概 算	国内弁理士費用	3, 5 8 8 千円
	国際事務局手数料	2 7 2 千円
	現地代理人費用	1, 7 5 0 千円
	合計	5, 6 1 0 千円

【特許権の活用例】

「スーパー包あん成形機」

出願人：県内食品加工機械メーカー

【発明の概要】

この機械は、連続的に押出される食品材料を切断する際に、カッター体先端部に特殊エッジを用いて切断し丸く成型すること等により、自動包あんを実現したもので、国際特許（米、独、仏、英、伊、蘭、中国、台湾、韓国）を取得しています。

（特許番号第2138912号）



「偏平タイヤ自動脱着機」

出願人：県内タイヤ関連機械メーカー

【発明の概要】

この機械は、剛性が高い偏平タイヤをホイールに脱着する際に、特殊なローラーやマウントプレスヘッド等を用いて、タイヤの側面を押さえ込みながら回転させることで、タイヤやホイールを痛めることなく迅速に脱着できるところに特徴があります。（特許番号第2724661号・第2668318号）



○実用新案権

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、産業上利用できる物品の形状、構造又は組合せに関するものを「考案」と言い、その考案者等に一定期間付与される独占的な権利が実用新案権です。

特許権との違いは、物質自体や製造方法を保護対象としない点、技術的思想に高度さを求めない点にあります。

実用新案制度は、ライフサイクルの短い製品に対する早期保護の観点から、無審査主義（実体審査を行わないこと）を採用するなど、いわゆる“小規模な発明”を簡略、迅速かつ比較的 low 額な費用で保護するところに特徴がありますが、登録期間が出願日から6年間と短いことなどに問題点があり、特許制度に比べると利用は低調でした。

しかしながら、平成17年4月からは、登録期間を出願日から10年間に延長すること、実用新案登録に基づく特許出願への移行を可能にすること等の制度改正が実施されるため、県内企業の利用が高まることが期待されます。

・出願・登録状況

実用新案権に関する県内の直近5年間の出願・登録件数の総数は、全国でそれぞれ16位、17位となっています。（表⑤参照）

登録された内容を調べたところ、眼鏡分野が全体の約26%と最も多くなっています。また、登録された特許には見られなかった漆器企業からの登録が見受けられます。

特許では生産財（製造装置等）に関する内容が多いのに対し、実用新案では消費財（最終製品等）に関する内容が多く、両制度の特徴が見て取れます。

表⑤直近 5 年間における県内の実用新案出願・登録状況

項目 年	出願件数	全国順位	登録件数	全国順位
平成 11 年	95	18	160	20
平成 12 年	83	17	99	17
平成 13 年	63	20	75	18
平成 14 年	108	13	88	14
平成 15 年	67	17	73	14
合計	416	16	495	17
平均値	83	—	99	—

※表①に準じて作成

【実用新案権の例】

「手摺用部材」

出願人：県内プラスチックメーカー

【考案の概要】
 階段や廊下に設置する円筒形の手すりを連結するジョイント部材において、手すりの接続部の近くに溝を作り、その溝に蓄光性蛍光材料を混入した弾力性のあるリングを取り付けることで、暗闇でも安全な歩行を助けることを可能にするものです。
 (実用新案登録番号第 3052801 号)

「靱性クラッドフェースを有するクラブヘッド」

出願人：県内鍛工品メーカー

【考案の概要】
 硬靱性金属層と軟質金属層とが交互に積層状に接合された多層のフェース体をヘッド本体のフェース面となる表面に接合する手段を採用することにより、すぐれた反発性による飛距離の増大とソフトな打球感を低コストで実現するものです。
 (実用新案登録番号第 3029832 号)

○意匠権

物品（物品の部分を含む）の形状、模様、色やこれらの結合であって視覚を通じて美観を起こさせるものを「意匠」と言い、意匠権者等に一定期間（登録日から最長15年間）付与される独占的な権利が意匠権です。

近年、意匠制度が必ずしもデザイン保護に十分活用されていないとの指摘があることから、魅力あるデザインを創造し、より価値の高い製品を提供する環境の整備を図るため、現在、制度の見直しが検討されています。

・出願・登録状況

意匠権に関する県内の直近5年間の出願・登録件数の総数は、全国でそれぞれ12位、14位となっています。（表⑥参照）

登録された内容を調べたところ、繊維分野（編レース）の1企業で県内登録総数の約7割を占めており、全国企業の中でも同社は有数の登録数となっています。

このように、自社の強みを的確に捉え、知的財産戦略を経営の中核に位置づける県内企業が増えていくことが望まれます。

表⑥直近5年間における県内の意匠出願・登録状況

項目 年	出願件数	全国順位	登録件数	全国順位
平成11年	380	13	368	16
平成12年	334	15	366	13
平成13年	391	14	257	16
平成14年	481	13	299	14
平成15年	607	10	491	8
合計	2,193	12	1,781	14
平均値	439	—	356	—

※表①に準じて作成

【意匠権の例】

意匠登録番号第 1063410 号
意匠権者：県内鋼管加工品メーカー
意匠に関する物品：「植物栽培用パネル」

【意匠の解説】

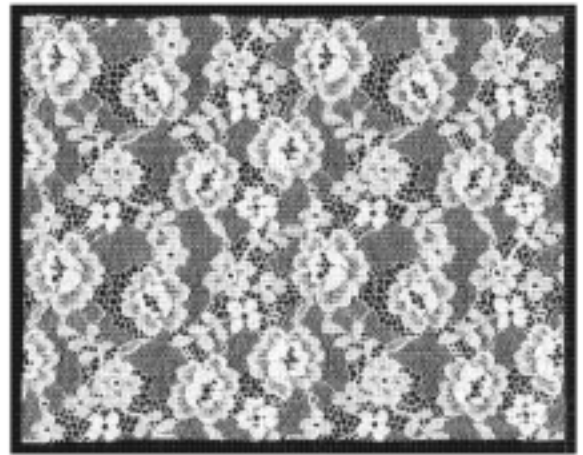
植物を栽培するとき、植物を支持するために必要に応じて上下左右に継ぎ足せるパネルのデザイン。



意匠登録番号第 1157517 号
出願人：県内編レースメーカー
物品の名称：「レース地」

【意匠の概要】

タテ・ヨコ方向に繰り返しても自然な柄のつながりが得られる花柄のレース地デザイン。



○商標権

文字、図形、記号、もしくは立体的形状、もしくはこれらの結合、またはこれらと色彩との結合のうち、製造業者やサービス業者が商品や役務について使用するものを「商標」と言い、商標権者等に一定期間（登録日から原則10年間、更新可能）付与される独占的な権利が商標権です。

商標は、自己の商品・役務の出所およびその水準を明らかにする機能や消費者に商品・役務の利用を喚起させる広告・宣伝機能を有することから、他者の商標とはっきり識別できることが登録への大きな要件となります。

また、海外における商標権を取得する制度としては、マドリッド議定書に基づく国際登録出願制度が設けられています。

商標制度については、我が国のブランド戦略の拡大に対応した柔軟な制度とするた

め、農林水産物等の地域ブランド保護のあり方等、制度の見直しが検討されています。

・出願・登録状況

商標権に関する県内の直近5年間の出願・登録件数の総数は、全国でそれぞれ 27 位、26 位となっています。(表⑦参照)

商標は、商品やサービスに関する「標章(マーク)」であるため、出願者は製造業、商業・サービス業全般にわたっているほか、伝統工芸産業からハイテク産業まで多岐にわたっています。

表⑦直近5年間における県内の商標出願・登録状況

項目年	出願件数	全国順位	登録件数	全国順位
平成11年	460	23	366	31
平成12年	484	23	338	23
平成13年	416	27	335	22
平成14年	395	27	337	27
平成15年	441	31	335	27
合計	2,196	27	1,711	26
平均値	439	—	342	—

※表①に準じて作成

【商標権の例】

商標登録番号第 2642308 号【権利人：福井県】



商標登録番号第 4700931 号【権利人：小浜市】



産業財産権の総合的な活用事例

パソコン、家電、携帯電話、自動車など、私たちの身の周りの多くの商品は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の複数の組み合わせで成り立っています。

ここでは、本県の代表的な産品である眼鏡製品における産業財産権の活用事例を紹介します。

	<p>実用新案権...考案</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none">・より掛けやすい、よりズレにくい製品にするためのテンプルやモダン部材の構造・形状・緩みにくい眼鏡用ネジの構造
	
<p>意匠権...デザイン</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツ用眼鏡フレームにおけるスピード感や躍動感を表現したデザインや色彩	<p>商標権...マーク</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none">・眼鏡フレームを商品として販売する際のブランド名、商品名を表示する文字や記号、図形

(2) 自社の産業財産権に関する意識（調査①、②参照）

県が県内の企業・事業所等を対象に実施したアンケート調査において、特許申請・取得に関する問題点を尋ねたところ、「出願までの費用負担が重い」（134件）、「維持経費の負担が重い」（92件）の順に多くなっています。

また、特許の活用戦略に関する設問では、「競合他社への牽制」（157件）、「市場の占有」（112件）の順に多くなっています。

これらのことから、多くの企業が特許出願に要する^{※3}先行技術調査費用、^{※4}弁理士費用等の準備費用や登録後の特許料等の維持費用に負担を感じているものと考えられ、このために企業が特許出願を躊躇していることがうかがえます。

また、企業にとって特許制度を活用して競合他社を牽制することは重要ですが、一方では、そのために要する費用の増大をもたらすため、費用負担が重いと感じていることが考えられます。

調査① 産学官共同研究に関するアンケート調査結果抜粋（H15実施）

（対象：県内企業・事業所等 920社 回答数 341社 回答率 37.1% 実施主体：福井県）

Q 特許申請・取得の問題点（複数回答可）	回答
1 出願までの費用負担が重い	134
2 維持経費の負担が重い	92
3 取得特許が十分生かされていない	57
4 公開によって失う利益の方が大きい	32
5 出願等の相談窓口が十分でない	30
6 その他	48

※当該設問有効回答企業：264社

Q 特許の活用戦略（複数回答可）	回答
1 市場の占有	112
2 ロイヤリティー等収入の獲得	46
3 競合他社への牽制	157
4 権利取得を研究者の実績評価に利用	20
5 自社技術の業界標準化	38
6 その他	5
7 特にない	48

※当該設問有効回答企業：282社

※³ 先行技術調査

研究開発の成果物を特許として出願や審査請求する前に、その内容が特許性を有するか否かについて、特許公報等各種文献を通じて調査すること。弁理士や専門業者等に調査を依頼するケースが多いため、特許庁に支払う以外の費用が発生する。

※⁴ 弁理士

弁理士とは、発明者・企業等から依頼を受けて、産業財産権に関する特許庁への手続の代理および行政不服審査法に基づく異議申し立て、その他産業財産権の代理を業とする専門家。専門的な知識が求められるため、国家資格が必要である。平成17年1月現在、県内で活動している弁理士は5人。

次に、県が社団法人発明協会福井県支部（以下、「発明協会県支部」という。）の会員企業に実施したアンケート調査結果によると、県に期待する施策として、「出願準備経費（弁理士費用等）への助成」が最も多くなっています。

また、^{※5}職務発明に関する報奨規定を有する企業は約25%に止まっていますが、約53%の企業が今後報奨規定の整備を検討しています。

特許の出願・登録費用に対する国の支援策として、一定の要件を満たす中小企業の^{※6}審査請求料・特許料を減免する制度や、中小企業・個人が出願した特許について審査請求前に無料で技術調査・評価を実施する制度があり、これらの利用促進が望まれます。

また、県には、県内企業の特許出願への支援策の充実や企業の報奨規定の導入についての普及啓発が求められています。

調査② 知的財産に関する基礎調査アンケート結果抜粋（H16実施）

（対象：（社）発明協会県支部会員企業106社 回答数36社 回答率34.0% 実施主体：福井県）

Q産業財産権に関して県に期待する施策（複数回答可）	回 答
① 出願前相談窓口（発明協会福井県支部等）の充実強化	13 件
② 出願準備経費（弁理士費用等）への助成	21 件
③ 権利侵害相談窓口の充実強化	10 件
④ 知的財産の管理・活用に関する専門家の派遣	8 件
⑤ 知的財産に関する専門人材養成研修等の充実	11 件
⑥ 企業経営に役立つ知的財産情報提供システムの充実強化	12 件

Q職務発明に関する報奨規定の有無	回 答	割 合
① ある	9 件	25.0%
② ないが、今後検討を予定	19 件	52.8%
③ ない、今後も検討の予定なし	8 件	22.2%
合 計	36 件	100.0%

※⁵職務発明に関する報奨規定

従業者が仕事上完成させた発明（「職務発明」という。）については、原則として発明者に属する特許を受ける権利を、事前の取決めで企業等の特許を譲り受けること（「事前承継」という。）が認められている。この場合、企業等は従業者に対して、相当の対価を支払わなければならない。（特許法第35条）

近年、職務発明に対する相当の対価を巡って、発明者が経営者を相手取って訴訟に発展するケースが多く、事前に双方の合意に基づく報奨規定を導入する企業が増えている。

※⁶審査請求料

特許出願から一定期間（原則1年6カ月）経過後、公開特許公報で公表された出願について、出願日から3年以内に特許成立に必要な実体審査を申請する行為（出願審査請求）を行う際に、特許庁に納付する料金。

1件当たりの基本料金は168,600円で、出願料16,000円と比べるとかなり高額となっている。

（参考）国における審査請求料・特許料等の減免措置（H16年度）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高に対する試験研究費等の比率が3%超の中小企業者が行う出願 ・ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定事業に係る出願 ・ 新事業創出促進法に基づく中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金等交付事業に係る出願 ・ 中小企業経営革新支援法の承認計画における技術開発に関する研究開発事業に係る出願
内 容	審査請求料、特許料(第1年～第3年)をそれぞれ1/2に軽減
手 続 き	書面(軽減申請書、添付書類)を近畿経済産業局へ提出 → 確認書の交付 → 書面(出願審査請求書、特許料納付書)の提出

※この他に、資力に乏しい個人・法人及び大学の研究者等を対象とした減免制度も有り

(3) 他社の産業財産権に対する意識（調査③参照）

県工業技術センターを利用した経験のある企業に実施したアンケート調査結果によると、大学・公的研究機関、他企業の開放特許を活用した技術導入に関心のある企業は、有効回答企業 68 社のうち 49 社（72%）を占めています。

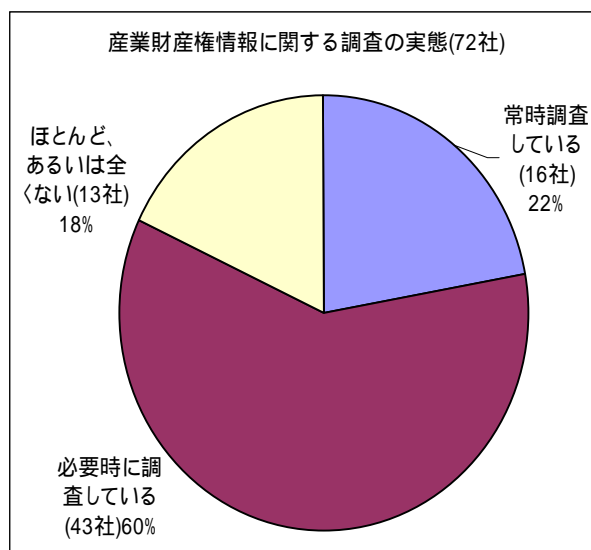
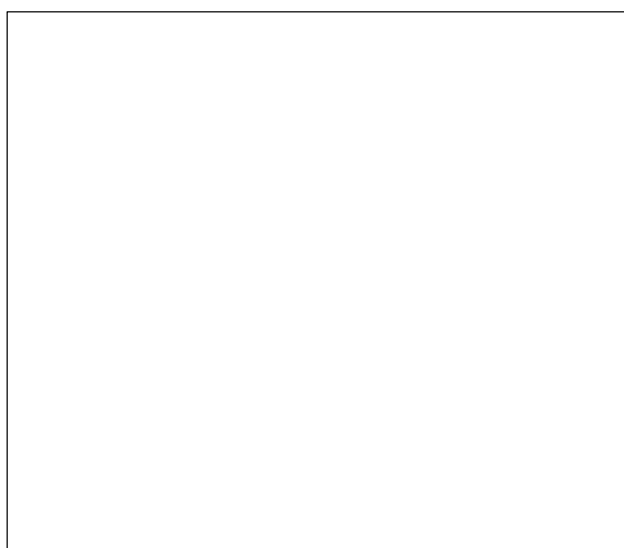
次に、産業財産権情報について何らかの調査を実施している企業は、有効回答企業 72 社のうち 59 社（82%）を占めています。

このことから、技術開発に熱心な企業は、他の開放特許の活用や他社の特許情報など産業財産権の調査に関して関心が高いことが推測されます。

今後は、他社等が出願・登録している特許との重複や競合を回避するための特許に関する情報調査や大学・公的研究機関、企業が有する開放意思のある特許等の有効活用について、より多くの企業が認識する必要があります。

調査③ 特許情報活用に関するアンケート調査結果（H16実施）

（対象：工業技術センター利用企業436社 回答件数73件 回答率16.7% 実施主体：県知的所有権センター）



(4) 県の保有する知的財産権の状況

11の^{※7}県研究機関のうち、職務発明に基づき特許を出願・取得している機関は、工業技術センター、農業試験場（食品加工研究所含む）、畜産試験場、雪対策・建設技術研究所の4機関であり、平成16年3月末現在の県保有の産業財産権は国内特許が44件、実用新案が4件、意匠が6件、商標が1件、また出願中の国内特許は56件となっています。

種苗法の品種登録制度の登録品種を出願・取得している機関は、農業試験場、園芸試験場、総合グリーンセンターの3機関であり、登録品種（水稻、菌類など）は12件となっています。

また、工業技術センターにおける研究成果に基づく特許の^{※8}ロイヤルティ収入は、平成15年度で6,024千円となっており、全国の都道府県を対象に実施した調査結果（平成16年12月：日経消費産業研究所）によれば、特許の保有件数は全国5位、ロイヤルティ収入は全国3位となっています。

今後、特許等の研究成果の一層の有効活用を図るため、企業への^{※9}ライセンスングをより積極的に進めていく必要があります。

○職務発明による知的財産権の創出内訳

区 分	研 究 機 関 名	登録件数(H16.3.31 現在)	出願中(H16.4.1 現在)
国内特許権	工業技術センター	33	37
	農業試験場	2	—
	畜産試験場	—	2
	雪対策・建設技術研究所	9	17
	計	44	56
実用新案権	工業技術センター	1	—
	雪対策・建設技術研究所	3	—
	計	4	—
意 匠 権	雪対策・建設技術研究所	6	—
商 標 権	雪対策・建設技術研究所	1	—
登 録 品 種 (育成者権)	農業試験場	6	5
	園芸試験場	4	1
	総合グリーンセンター	2	—
	計	12	6

※⁶ 県研究機関

原子力環境監視センター、衛生環境研究センター、工業技術センター、農業試験場（食品加工研究所を含む）、園芸試験場、畜産試験場、総合グリーンセンター、水産試験場、栽培漁業センター、内水面総合センター、雪対策・建設技術研究所の11機関を指す。

自然環境や産業に関する基礎的な調査、観測、分析、研究等に加えて、依頼を受けた個別の試験、相談・指導業務、共同研究等を実施することにより、県民生活の向上や地域産業の競争力強化に努めています。

※⁷ロイヤルティー、※⁸ライセンス

特許発明等を実施する権利をライセンス（実施権）、権利保有者以外の他者にライセンスを付与する行為をライセンス（実施許諾）と言います。

また、ライセンスによって得られる対価をロイヤルティー（実施許諾料）と言います。

大学・公的研究機関は生産設備を有しないため、特許発明等の自己実施は行わず、企業にライセンスすることが一般的であるが、企業間においては、クロスライセンス（相互実施許諾）の形態が多く見られます。

(5) 産業支援機関の状況

○福井県知的所有権センター

産業財産権情報は、権利者に関する情報に止まらず、製品開発・技術開発に有益な示唆を与えるものであるため、企業においては、こうした情報を積極的に活用することが望まれます。

そこで、県では全国に先駆けて、工業技術センター内に福井県知的所有権センター（以下、「知的所有権センター」という。）を平成8年に開設し、産業財産権情報の提供やその検索方法の指導、開放意思のある特許の流通支援など、産業財産権を活用した企業の技術開発・技術導入に役立つ事業を実施しています。

平成16年4月からは、県内の知的財産相談窓口のワンストップサービス化を図るため、知的所有権センターの運営を発明協会県支部に委託しています。

なお、知的所有権センターの概要、利用実績等は以下のとおりです。

【福井県知的所有権センターの概要】

〔主な事業内容〕

- ・特許等公報、^{※9}特許電子図書館の提供情報の閲覧
- ・特許情報活用支援アドバイザーによる産業財産権情報の検索方法、得られた情報の活用方法の指導、相談、説明会の実施
- ・特許流通アドバイザーによる企業の未利用特許、大学・公的研究機関の研究成果（特許）のうち、開放意思のある特許を県内企業に移転・流通するための企業訪問、説明会、個別相談の実施

〔所在地・連絡先〕

福井市川合町61字北福田10 県工業技術センター1F TEL 0776(55)2100

〔平成15年度事業実績〕

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ・特許情報活用に関する相談 | 来訪者数延べ368人、電話相談者数50人 |
| ・専用端末機の利用 | 来訪者数延べ400人 |
| ・特許情報活用に関する訪問指導 | 64企業 |
| ・特許流通に関する企業訪問 | 263企業 |
| ・来訪者への特許流通事業の説明 | 118企業 |

※9 特許電子図書館

特許電子図書館（IPDL：Industrial Property Digital Library）とは、特許庁がインターネット上に開設したデータベース。産業財産権をはじめ、外国文献検索・文献蓄積情報等の各種の検索サービスを無料で利用することができる。

○発明協会県支部

発明協会県支部は、全国32番目の支部として、昭和15年に設立され、優れた発明を行った人や次代を担う青少年への表彰、産業財産権制度の普及啓発、産業財産権に関する相談等の事業を行っています。

全国的に会員数の減少が続く中、平成16年4月1日現在の本県支部の会員数は157（法人125、個人45）とほぼ横這いで推移しており、今後はより魅力ある事業を展開し、会員数拡大に努めていくことが望まれます。

【発明協会県支部の概要】

〔主な事業内容〕

- ・産業財産権情報等を掲載した会報「パトピアふくい」の発行
- ・産業財産権制度に関する講演会等の実施
- ・福井県発明くふう展の開催
- ・出願アドバイザーによるパソコンを利用した電子出願手続きに関する指導・相談
- ・県内弁理士による定期的な無料相談会の実施
- ・実用新案出願前の無料先行技術調査の実施

〔所在地・連絡先〕

福井市川合鷺塚町61字北稲田10 県工業技術センター1F
Tel 0776（55）1195

〔平成15年事業実績〕

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・「発明の日（4月18日）」記念行事の開催 | 内容：講演会、無料相談会、他 |
| ・全国発明表彰、近畿地方発明表彰等への協力 | |
| ・福井県発明くふう展の開催 | 児童生徒応募作品：発明85点、絵画80点 |
| ・講師派遣事業 | 派遣先：2カ所、参加者数83名 |
| ・無料特許相談会 | 24回 |
| ・商標書換相談会 | 2回 |
| ・専用端末機による産業財産権の電子出願 | 131件 |
| ・実用新案申請前の無料先行技術調査の実施 | 34件 |

○財団法人福井県産業支援センター

財団法人福井県産業支援センター（以下、「産業支援センター」という。）は、中小企業の経営革新・経営基盤の強化への支援、創業の促進、企業の技術開発の促進を図るため、幅広い業務を行っていますが、ここでは、知的財産に関連する主な事業について紹介します。

【産業支援センターの概要】

〔主な知的財産関連事業〕

- ・経営の安定化、経営改善に取り組む中小企業の知的財産に関する相談
- ・弁理士等の派遣による産業財産権に関する指導
- ・産学官共同研究の総合的なコーディネート
- ・研究成果の技術移転に関する総合的なコーディネート

〔所在地・連絡先〕

- ・本部

坂井郡丸岡町熊堂3-7-1-16

TEL 0776-67-7400 (代表)

- ・産業技術研究センター

福井市川合鷺塚町61字北稲田10 県工業技術センター内

TEL 0776-55-1555

〔平成15年度事業実績〕

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ・技術開発に関するコーディネート活動 | 相談件数 244、コーディネート件数 12 |
| ・大規模な産学官共同研究の進捗管理 | 6 プロジェクト |
| ・県内コーディネータ連絡会の開催 | 3 回 |
| ・企業の大学等研究室訪問会の実施 | 訪問研究室数 19、参加企業数 20 |
| ・「福井県内大学等の研究シーズ情報」の発行 | 1,000 部（掲載研究者数 526 人） |

2 課題

本県の知的財産や本プログラム策定委員会での意見、企業訪問で県に寄せられた意見等を踏まえ、本県の知的財産に関する課題を企業、大学・公的研究機関、産業支援機関別に整理しました。

【企業】

- 有益な知的財産を創造し、特許権をはじめ知的財産権の適切な取得・管理、有効活用により積極的に取り組んでいくこと。
- 年々増大する海外企業の模倣品等による権利侵害、研究開発パートナーや取引相手方との秘密保持等に対処するため、自社の権利保全を実践できる的確な知識を身に付ける人材を育成すること。
- 大学・公的研究機関、他企業が保有する開放意思のある知的財産権を積極的に活用すること。
- 優秀な技術者の確保、安定した企業経営等の観点から、職務発明に関する報奨規定等を整備すること。

【大学・公的研究機関】

- 企業が感じる‘敷居の高さ’を取り除くため、より分かりやすく親しみの持てる相談窓口を充実すること。
- 新規ビジネスやベンチャー企業を創出するため、単独企業では困難な基礎的研究開発をさらに推進すること。
- 企業ニーズを的確に捉えた産学官共同研究を推進し、企業への技術移転を拡大すること。

-
- 企業への技術移転を着実に進めるため、研究開発から事業化までを一貫して見通せる人材を育成、確保すること。
 - 企業にとって、より利用しやすい共同研究体制やライセンス条件等を整備すること。

【産業支援機関】

(知的所有権センター)

- 県内における知的財産の創造・保護・活用に関する指導・相談機能を充実強化すること。
- 産業財産権情報の検索方法や検索結果の活用方法の企業への指導、県内における開放特許の流通を促進すること。

(発明協会県支部)

- 会員企業はもとより、広く県内企業を対象とした講演会・セミナー開催を通じ、知的財産に対する意識を醸成すること。
- 「福井県発明くふう展」等の開催を通じ、児童・生徒の知的創造への関心を高めること。

(産業支援センター)

- 有益な知的財産を創造するため、大規模な産学官研究開発プロジェクトの企画立案、進捗管理を行うこと。
 - 知的財産を活用した事業化を促進するため、専門家による指導・相談体制を充実強化すること。
 - 発明協会県支部や大学・公的研究機関との連携を強化し、企業ニーズと大学・公的研究機関の技術シーズとのマッチングを図ること。
-

(参 考)

○県知的財産活用プログラム策定委員会での主な意見

- ・ 青少年の創造力の育成強化
- ・ 他人の著作物を尊重する意識を高めるための青少年を対象とした意識啓発
- ・ 中小・零細企業の知財意識の改革
- ・ 防衛特許から付加価値（利益）を生む特許への企業意識の転換
- ・ 大学における学生および社会人向けの知財研修制度の拡充
- ・ 県内の大学等の T L O（技術移転組織）についての検討
- ・ 県内知財相談窓口の一本化もしくは体系化
- ・ 権利侵害等の相談体制の充実、窓口の連携強化
- ・ 外国における権利侵害への対応方策
- ・ 相談窓口の P R の強化
- ・ 公的研究機関等での知財管理体制の充実
- ・ 県職務発明規定の見直し
- ・ 県有特許実施許諾方針の充実

○企業訪問（H15年度実績：100社、H17年2月末現在：196社）で県に寄せられた主な意見

- ・ 大学や公的研究機関の“敷居の高さ”
- ・ 企業の製品開発におけるデータの測定・評価、アドバイスなど依頼試験・技術指導の拡充
- ・ 大学、公的研究機関における企業情報の秘密保持や研究成果の配分等に関する十分な取決め
- ・ 大学・公的研究機関等における研究開発の速度の改善
- ・ 大学や公的研究機関等が保有する特許や技術・ノウハウに関する情報発信の改善
- ・ 企業の創造的な技術・製品開発の過程における技術面や資金面での公的支援
- ・ 弁理士、弁護士に相談を行う前の気軽な相談窓口の充実
- ・ 海外企業の模倣品等の急増に伴う専門性の高い相談窓口の充実
- ・ 特に高額な国際特許出願関連経費への公的支援

第 章 知的財産活用促進による本県産力の強化

1 基本方針

企業における知的財産の創造・保護・活用については、様々な戦略が想定されます。

まず、創造に関する戦略としては、技術・製品開発を進めるうえで、自社単独で実施する場合、大学・公的研究機関の技術シーズに基づき共同で実施する場合、他企業の開放特許を用いて技術導入を行う場合などです。

次に、保護に関する戦略としては、開発した成果の取扱いに関して、市場の占有をめざして発明・考案等を知的財産権として取得・活用する場合、競合他社への牽制を目的とした防衛的な出願を行う場合、あるいは、模倣が容易であるために発明・考案等について権利化を行わず秘匿し続ける場合などです。

また、活用に関する戦略としては、製品の生産段階において、発明・考案等を自己実施する場合、他社へライセンスを行う場合などです。

これらを踏まえ、県は、産業支援センター、発明協会県支部等の産業支援機関、大学・公的研究機関等と連携、協調しながら、次の基本方針に基づき、企業の戦略的な知的財産の創造・保護・活用を促進します。

(1)知的財産の戦略的な活用に関する企業の意識を醸成します。

知的財産は、企業の競争力を強化し、成長・発展を促す重要な経営資源であり、その重要性を産・学・官において広め、定着させることにより、県内の知的財産を大切に
にする気運を醸成します。

特に、知的財産に精通し、その活用を重視した経営を行う企業数を拡大するため、知的財産戦略を担う人材の育成を目的とした県独自の講演会・セミナーを開催します。

また、次代の地域産業を担う青少年の知的財産への関心を向上させます。

(2) 県研究機関において、有益な知的財産を創造し、企業への技術移転を拡大します。

福井県産力戦略本部が取りまとめた「最先端技術のメッカづくり基本指針」で示されている技術分野等を中心に、優れた知的財産を創造し、その権利化を推進するとともに、県が保有する知的財産権等を活用して県内企業への技術移転の拡大を図ります。

特に、知的財産の創造に必要な研究開発費については、企業のニーズを的確に捉えた研究開発に対して県予算を重点的に投入するとともに、併せて国の資金を最大限に活用します。

また、企業への技術移転の拡大では、県保有特許の利活用に関する企業相談窓口を充実するとともに、企業が参画しやすい共同研究や研究成果の取り扱いに関する諸規定の整備・見直しを進め、県研究機関の知的財産基盤を強化します。

(3) 知的財産を重視した経営を行う企業への支援を拡充します。

企業における創造的な技術開発、その権利化や権利侵害への保護、開発成果を活かした市場展開など、企業活動の段階に応じて、知的財産に関する相談・指導体制や開発・事業資金の確保など、支援施策を充実します。

特に、国際競争力を有する“オンリーワン企業”を創出・育成するため、海外での特許取得に対する県の助成制度を創設します。

また、知的所有権センターを県内の知的財産全般にわたる指導・相談の中核機関として位置付け、新たに県研究機関との連携を強化するなど、知的所有権センターの組織・機能を拡充します。

4 具体的方策

(1) 知的財産に対する意識の醸成

○企業への普及啓発

- ・企業経営における知的財産戦略の重要性を広く啓発するため、世界市場で活躍する先進的な企業経営者や知的財産専門家等を講師として招聘し、県内各地で講演会を開催する。[新規]
- ・企業の研究者の意欲を高めるとともに、企業が安定した経営を行うことができるよう、発明協会県支部等を通じて、従業者の発明に対する報奨規定の導入についての必要な情報提供を行う。[拡充]

○知的財産実務人材の育成

- ・特許等の戦略的活用に関するセミナーを行い、知的財産権制度や秘密保持方策などに関するより実践的な知的財産に関する知識を有する人材を育成する。
[新規]
- ・特許庁主催の初心者向け説明会をはじめ、独立行政法人工業所有権情報・研修館や福井大学知的財産本部等の実施する各種講習・研修会への企業の参加を促進し、幅広い階層で知的財産の重要性に関する意識の醸成に努める。[拡充]

○青少年の知財マインドの育成

- ・県内の小中学校に対して、「福井県発明くふう展」(発明協会県支部主催)への積極的な参加を呼びかけるなど、児童・生徒が創意工夫や知的創造に関心を持つ機会を拡充する。[拡充]

(2) 県研究機関における知的財産基盤の強化

○知的財産の創造推進

- ・大型の産学官共同研究プロジェクトや地域特性を活かした研究等を進めることにより、本県企業にとって有益な知的財産の創造を積極的に推進する。特に、「最先端技術のメッカづくり基本指針」に沿った技術分野での知的財産創造に注力する。[拡充]
- ・研究課題の選定に当たっての事前評価や、研究着手後の進捗管理における中間評価、研究終了後の成果の検証を行う際の事後評価など、現在の外部評価手法の評価基準等を見直し、より知的財産の創造を重視した研究推進体制に転換する。
[制度見直し]
- ・研究者への報奨のあり方を巡る社会情勢を踏まえて、県職務発明規程（県職務育成品種規程等を含む）における報奨基準等を見直しを行う。[制度見直し]
- ・県立大学や研究機関における共同研究規程等について、共同研究相手方との知的財産権の持ち分に配慮するなど、企業が安心して利用しやすいものとして整備する。[制度見直し]

○知的財産の保護強化

- ・県研究機関の研究者に対し、知的財産に関する基本的な研修を実施するとともに、内外からの相談に応じることのできる職員の育成を行う。[新規]

-
- ・海外での研究成果の権利化や権利侵害に対応するため、弁理士や総合商社等の外部専門家を活用する。[新規]
 - ・県立大学や研究機関の研究成果の権利化やその維持に関して、取扱い規程（研究成果の権利化の要件、取得した知的財産権の適切な取捨選択、実施許諾方針等）の整備を行う。[拡充]

○知的財産の活用推進

- ・県研究機関毎に知的財産に関する部署・職員を明確にするとともに、それら職員による知財強化チームを組織し、知的所有権センターとの連携のもとで、保有特許等の一元的な情報提供や県が保有する知的財産権を活用した県内企業への技術移転を促進する。こうした取組みによって、併せて知的所有権センターの機能を拡充する。[新規]
- ・技術シーズ発表会等を通じて、県保有の知的財産と企業ニーズとのマッチング拡大を図る。[拡充]

(3) 知的財産に関する企業支援の拡充

○知的財産の創造促進

- ・県と産業支援センターが一体となって、県内企業が参画する国等の公募型産学官共同研究プロジェクトを積極的に推進する。[拡充]
- ・産学官共同研究の裾野拡大を目的として実施している企業訪問に、新たに知的

財産に関するコーディネータを参画させ、企業での知的財産を重視した研究開発を促進する。[拡充]

- ・先端技術開発に関するアドバイザー制度、産学官共同研究や早期事業化に対する助成制度など、技術開発支援制度の一層の活用を促進する。[拡充]
- ・特許情報を活用して、企業における効率的・効果的な研究開発を推進するため、知的所有権センターの特許情報活用支援アドバイザーによる相談・指導や講習会開催を積極的に実施する。[拡充]

○知的財産の保護強化

- ・国際的な競争力確保や海外でのビジネスチャンス拡大を目指す県内中小・中堅企業を支援するため、新たに国際特許取得費用に対する助成制度を創設する。
[新規]
- ・セミナーや講演会、インターネットなどを活用して知的所有権センターを積極的にPRし、無料で気軽に相談できる知的所有権センターの利用拡大を図る。
[拡充]
- ・権利侵害に対する相談窓口としての機能を持つ「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」、日本貿易振興機構(JETRO)の海外事務所等の利用を促進する。
[拡充]
- ・特許の出願料、審査請求料等に関する国の減免制度の利用を促進する。[拡充]

○知的財産の活用促進

- ・企業、大学・公的研究機関、産業支援機関を含めた地域全体での知的財産権の効率的かつ効果的な管理・活用を図る観点から、県内大学等との協議を進めるとともに、信託制度等の活用を図る。

[新規]

- ・知的所有権センターについて、県研究機関と連携し知的財産権の流通による技術移転などの相談機能を拡充する。また、ライセンス契約や知的財産権の侵害に対する訴訟等に関する相談機能を強化するため、弁理士や弁護士等外部専門家の活用など体制の整備を進める。[新規]

- ・知的所有権センターの特許流通アドバイザーを最大限に活用し、第三者に開放可能な知的財産の保有者と導入ニーズを有する企業とのマッチングの拡大を図る。[拡充]

- ・知的財産を活用した事業化を促進するため、日本政策投資銀行の知的財産権担保融資や県の意欲ある企業支援資金の活用を促し、円滑な資金調達を図る。

[拡充]

< 参考資料 >

1 知的財産の基礎知識

(1) 知的財産権の種類

○産業財産権

産業財産権とは特許権、実用新案権、意匠権、商標権の総称です。産業財産権は、国から権利者に付与された排他的独占権で、模倣行為等を防止すること、研究開発を奨励すること、商取引の信用を維持することにより、産業の発展を図ることを目的としており、権利の付与には発明者等の申請行為を必要とします。

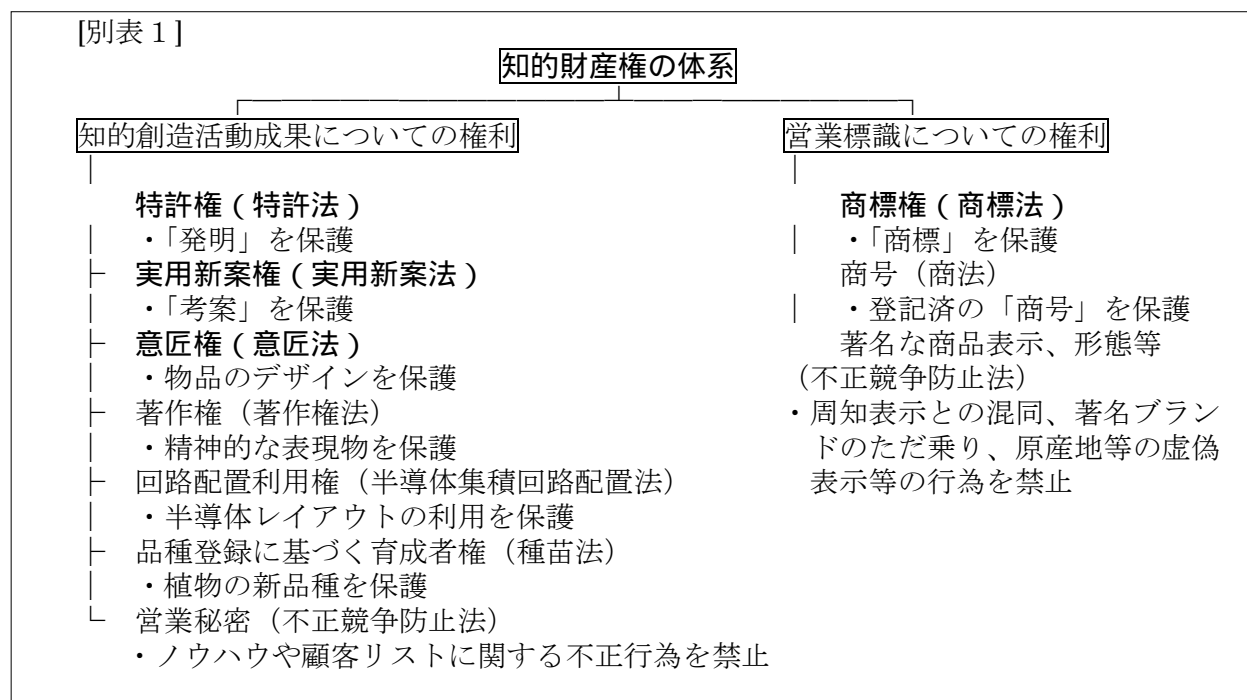
○著作権

文芸、学術、美術、音楽分野における思想や感情を創作的に表現した成果物が著作権です。著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生する点が産業財産権等と大きく異なっています。

○その他

前述の産業財産権、著作権以外の知的財産権としては、植物の新品種保護に関する育成者権、半導体レイアウトの利用を保護する回路配置利用権、登記済みの法人名称を保護する商号、不正競争防止法により保護される営業秘密、商品品質・信用等があります。

[別表 1]



知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）抜粋

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

（我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展）

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらす、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（大学等の責務等）

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であつて、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることができるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管理に努めるものとする。

2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

（連携の強化）

第九条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

2 全国的な知的財産相談窓口

特許庁

〔主な事業内容〕

- ・産業財産権全般にわたる情報提供・普及啓発、模倣品対策等の相談、権利取得に向けた各種支援制度の実施

〔所在地・連絡先〕

東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番3号
TEL 03 (3581) 1101(代表)

近畿経済産業局特許室

〔主な事業内容〕

- ・特許原簿の閲覧、認証謄本の交付
- ・TV会議システムを利用した面接審査
- ・特許流通フェアの開催
- ・知的財産権制度説明会の開催

〔所在地・連絡先〕

大阪市天王寺区佯人町2-7 関西特許情報センター1F
TEL 06 (6772) 5004

独立行政法人工業所有権総合情報・研修館

〔主な事業内容〕

- ・審査審判資料の提供
- ・産業財産権に関する相談
- ・知的財産人材育成に関する研修

〔所在地・連絡先〕

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 特許庁2F
TEL 03 (3501) 5675

日本弁理士会知的財産支援センター

〔主な事業内容〕

- ・特許、実用新案、意匠、商標の出願手続き、調査、鑑定、異議申立、訴訟、諸外国の制度や知的財産権全般について弁理士による無料相談
- ・特許出願手続費用融資制度や給付制度の実施

〔所在地・連絡先〕

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
TEL 03 (3519) 2709

3 知的財産を巡る全国的な動向

○国の動向

高度成長下の日本経済は、安価で高品質な製品を大量に生産し、世界中に供給することで飛躍的な発展を遂げました。

しかしながら、生産コストの上昇に伴う国内生産拠点のアジア等への流出や、アジア諸国等の技術水準の向上により、日本産業の国際競争力は著しく低下しました。

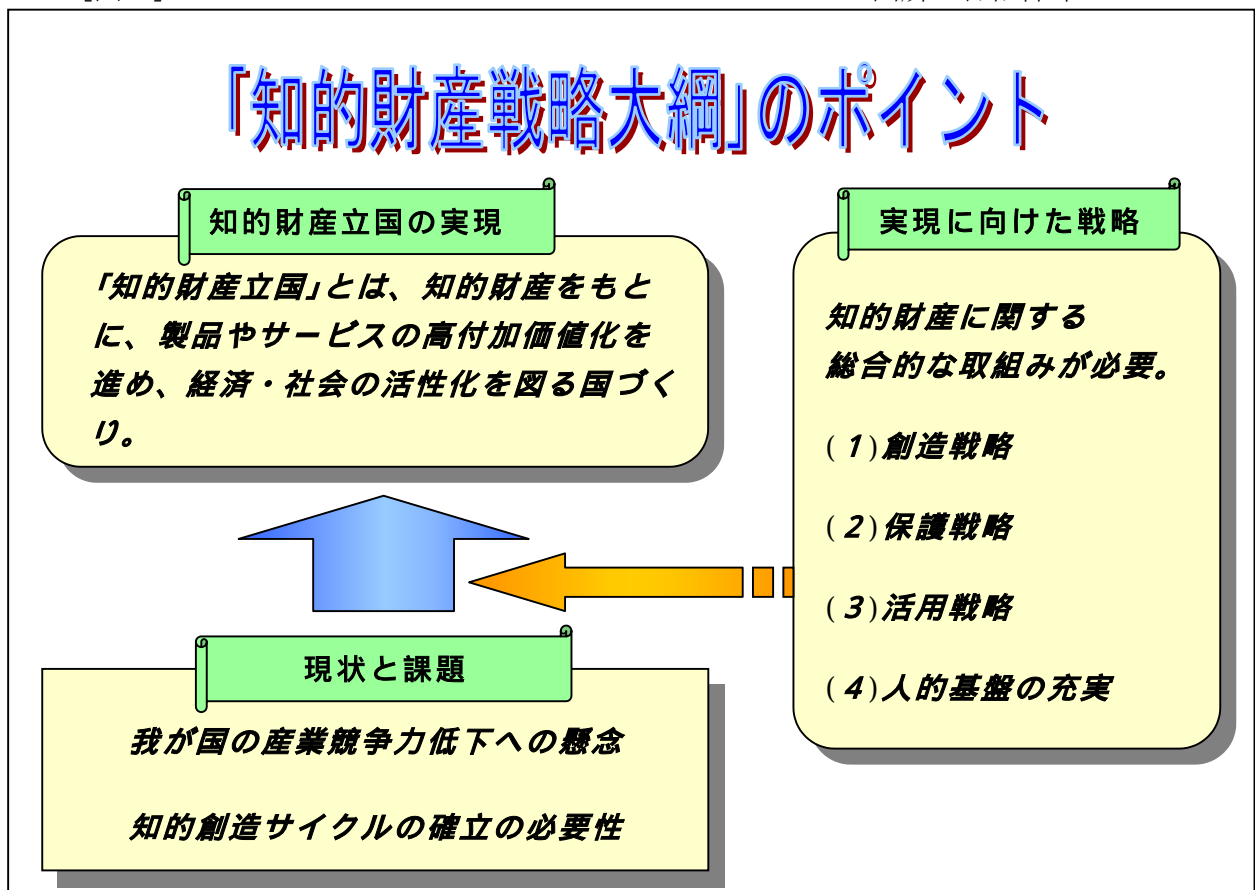
こうした課題に対処するため、政府は、平成14年に「知的財産戦略大綱」を策定し、知的財産の創造、保護、活用及び人材育成の各分野において、平成17年度までに政府が集中的・計画的に実施すべき具体的行動計画を定めました。(図1)

また、内閣に設置された「知的財産戦略本部」は、政府が取り組むべき施策を「知的財産推進計画」として取りまとめ、知財戦略大綱に関する施策が進められています。(別表②参照)

特に平成17年度からは、経済産業省地方経済産業局単位で「地域知財戦略本部」を整備し、「地域知財戦略推進計画」の策定したうえで、具体的な事業を実施していくこととしています。

[図1]

出所：首相官邸ホームページ



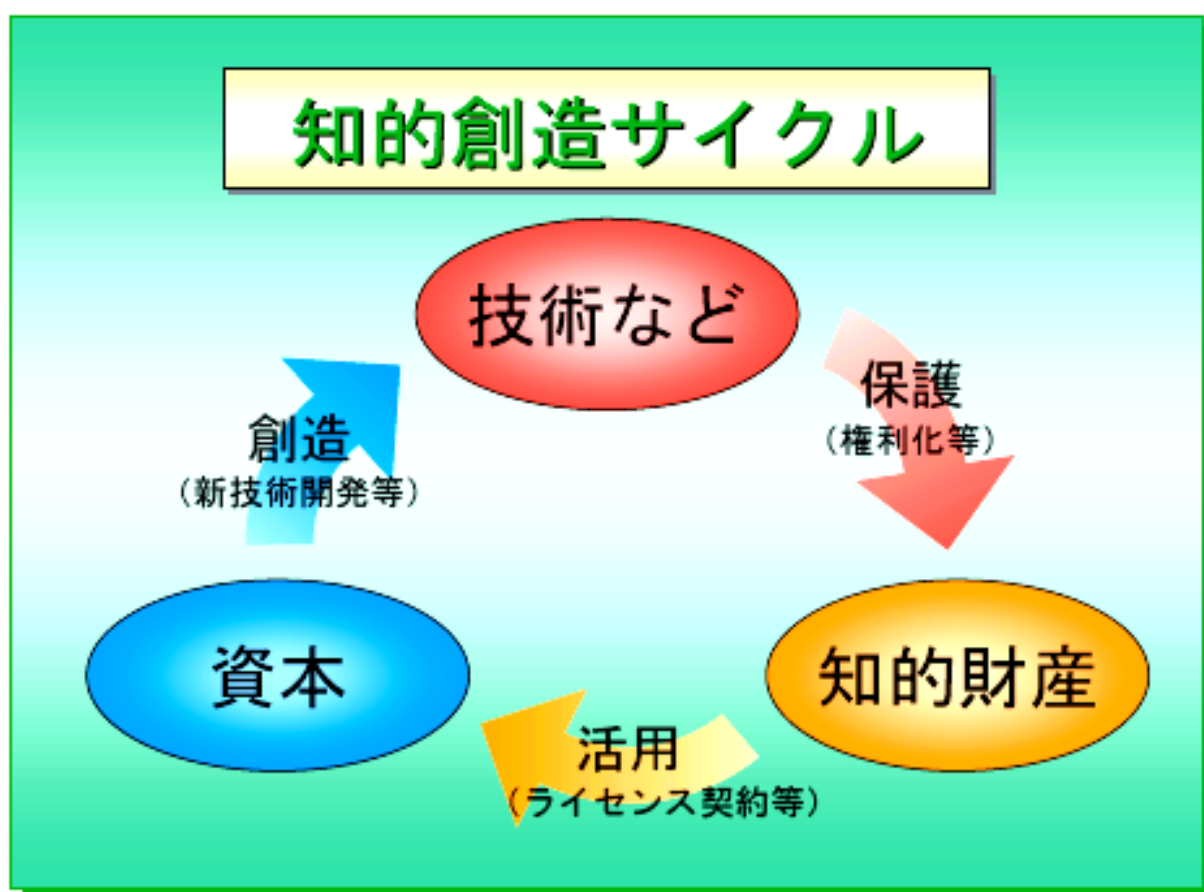
知的創造サイクルとは

研究開発により生み出された発明やアイデアを特許や実用新案として登録します。次に、これを商品に生かし、新規市場を開拓することによって、発明者あるいは企業等には大きな利益がもたらされます。

こうした利益は新たな研究開発の資源となり、さらなる発明を生み出す原動力となります。

こうした一連の流れを「知的創造サイクル」といいます。
(模式図参照)

【出所：特許庁特許年次報告書】



別表

知的財産推進計画2004年のポイント

1 模倣品・海賊版対策の抜本的強化

- 外国市場対策を強化する
 - ・在外公館やJETROにより我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援する
 - ・模倣品・海賊版の拡散を防止するための条約や閣僚宣言を提唱する
- 水際での取締りを強化する
 - ・特許侵害品や商標侵害品を水際で差止めるため、制度整備や税関の取締り体制の強化を行う
- 国内での取締りを強化する
 - ・街頭販売やインターネットを利用した模倣品・海賊版の売買の取締りを強化する
 - ・ノウハウ等の営業秘密の海外流出を防止するための対策を強化する

2 特許審査の迅速化を推進

- 特許審査を迅速化する
- 世界特許システムの構築を目指す

3 中小企業・ベンチャーや地域を支援

- 中小企業・ベンチャー企業の知的財産を守る
 - ・知的財産の権利取得や海外展開を支援する
 - ・知的財産の侵害被害の実態を把握し、対応策を検討する
- 知的財産を活用して地域を振興する
 - ・地方公共団体の自主的な知的財産戦略の策定を支援する
 - ・農林水産物などの地域ブランドの保護制度を検討する

4 コンテンツビジネスの振興

- 業界の近代化・合理化を支援する
- 東京国際映画祭を抜本的に強化する
- ブロードバンドを活用してコンテンツ流通を拡大する

5 大学の知的財産の創造を推進

- 大学における特許関連費用の充実を図る
- 国立大学法人が大学発ベンチャーの株式を取得できるよう制度を整備する

6 人材育成の強化

- 知的財産の専門人材を育成する
 - ・知的財産法について司法試験の選択科目化を図るなどにより、知的財産に強い法曹を養成する
 - ・ポストドクターを知的財産専門人材として活用する
- 知的財産教育を推進する環境を整備する
 - ・社会人向けに夜間・休日専門の法科大学院の設置を促す
 - ・法科大学院や技術経営（MOT）プログラム等における知的財産教育を推進する

○地方公共団体独自の取組みの必要性

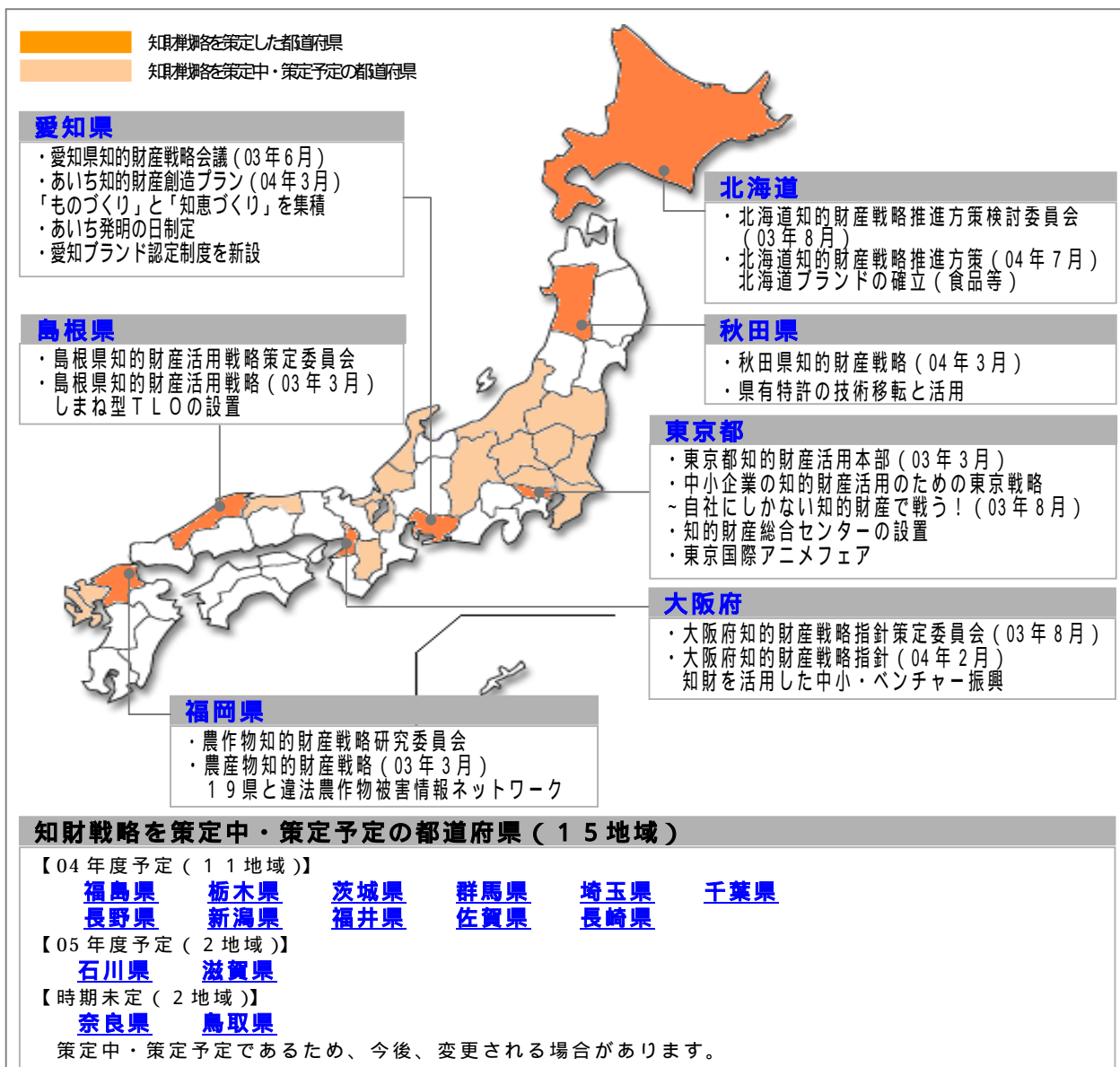
平成15年3月に施行された知的財産基本法第6条では、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有する」旨が明記されました。

現在の国の施策は、関係法律や全国的な制度の改定、外交交渉を伴う模倣品等への保護対策などが中心であるため、知的財産の創造・保護・活用に関する地域の中小企業やベンチャー企業への支援を充実するなど、都道府県独自の取組みが必要です。

[図 2]

都道府県における知的財産への取組状況

出所：内閣官房知的財産戦略推進事務局ホームページ（平成16年12月現在）



4 福井県知的財産活用プログラム策定委員会開催状況

平成16年 6月20日 第1回策定委員会

平成16年10月20日 第2回策定委員会

平成17年 2月16日 第3回策定委員会

策定委員名簿

(順不同、敬称略)

所	属	役 職 等	氏 名	備 考
(株)コバード		代表取締役社長	小林 将男	委員長
福井大学		知的財産本部副本部長	岩井 善郎	副委員長
戸川特許事務所		弁理士	戸川 公二	委員
川崎特許事務所		弁理士	川崎 好昭	〃
川村法律事務所		弁護士	川村 一司	〃
(株)田中化学研究所		代表取締役社長	田 中 保	〃
パレットデザイン		代表	橋本 洋子	〃
福井県知的所有権センター		特許流通アドバイザー	上 坂 旭	〃
(財)福井県産業支援センター		常務理事	中野孝太郎	〃
福井県産業労働部		地域産業・技術振興課長	小竹 正雄	〃

【事務局】 福井県産業労働部地域産業・技術振興課